

提 案 理 由

報告第10号 専決第8号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	<p>本件は、落石による車両事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。</p> <p>【事故の概要】</p> <p>令和7年7月14日、相手方が日高八鹿円山川右岸道路（養父市八鹿町浅間地内）を走行中、カーブを曲がり切った道路上の落石に接触し、車両下部のオイルパンが損傷したもので、物損事故扱いとなっている。事故当日は雨天であり落石に気づくのが遅れたことに加え、対向車もあったため回避できず衝突した。</p> <p>■損害賠償の額 318,120円（全国町村会総合賠償補償保険から補填）</p> <p>■過失割合 市の過失100% 相手方の過失0%</p> <p>■協議の整った日 協議が整ったため、令和7年9月11日付けで専決した。</p>
議案第59号	下網場ポンプ場ストックマネジメント対策工事（機械・電気）1工区に係る請負契約の締結について
理 由	<p>本件は、施設の老朽化に伴う更新を行うため、下網場ポンプ場の機械設備工事及び電気設備工事の請負について、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第2条の規定により、議決を求めるものである。</p> <p>【工事概要】</p> <p>○所在：養父市八鹿町下網場515番地</p> <p>○構造規模：鉄筋コンクリート造 延床面積242.61㎡</p> <p>○工事内容：機械設備工事、電気設備工事</p>